

石狩商工会議所報



YAKUDO

躍動

2024 APRIL No.45 石狩商工会議所報 躍動
編集・発行/石狩商工会議所



第45号

令和6年度 石狩商工会議所事業計画

自 令和六年四月一日 至 令和七年三月三十一日

基本方針

令和五年は、長らく続いた新型コロナウイルス感染症拡大による行動制限が撤廃され、ようやく経済活動も正常化するかと思われたが、国際情勢の緊迫化や為替相場の変動等により原油・資材価格の物価高騰など事業者には厳しい状態が続くこととなった。さらには、昨年一〇月からはインボイス制度が導入され、本年一月からは電子帳簿保存法が一部改正されるなど、諸々の制度上の変更により、事業者の負担が増すこととなった。今後についても、業務のデジタル化や二〇二四年問題、人手不足への対応、賃金引き上げの圧力など経営に対する負荷は増大するものと予想される。

こうした中、当所においては、事業者の課題解決について、更にきめ細かい支援を実施するため、専門家の派遣を伴う個社支援等、伴走型支援を積極的に展開するとともに、国の支援制度である「経営発達支援計画」を導入し経営支援を一層強化する。

地域経済振興・活性化へ向けた取り組みの事業については、広く周知を図り、引き続き積極的に実施し、地域社会と経済の活性化を進めていく。さらに、雇用対策事業の一環として、企業の慢性的な人手不足の解消を図るため、市内に立地する企業と地元の教育機関との連携を促す新たな事業を展開する。

石狩市においては、大規模な洋上風力発電の建設やデータセンターの誘致が進むとともに国の「脱炭素先行地域」に選ばれるなど「再エネのまち」として道内外から注目されている。洋

上風力発電事業の誘致及び支援基地港湾整備については、国や道が取り組む脱炭素の動きとも連動しており、地域経済に及ぼす波及効果も極めて大きいものと想定されることから、陳情・要望活動を強化するとともに、経済効果を受容するための組織づくりについて、引き続き調査・研究を行う。

当所の運営については、情報化社会への移行や環境・エネルギー問題の深刻化、少子高齢化の進行など、社会・経済情勢は目まぐるしく変化しており、これらに対応できるよう組織体制の根幹である業種別部会や地区協議会の組織の再編を検討する。

以上を基本方針とし、令和六年度については、以下に掲げる事業を実施する。

重点項目

I 中小企業支援の強化と人材育成

一・小規模事業経営支援事業

経営者が抱える経営基盤強化や生産性向上などの課題解決のため、日常の経営相談・支援業務のほか、専門家・専門機関を活用した個別診断および専門家派遣事業等を実施し、よりきめ細かな支援体制強化を図って行く。

(1) 巡回・窓口相談、伴走型経営支援の強化
企業が抱える諸課題を速やかに把握し、適切な支援を行うため、経営指導員による巡回・窓口相談、支援を強化する。



2024 APRIL No.45 石狩商工会議所報 躍動
編集・発行/石狩商工会議所

石狩商工会議所
〒061-3216 石狩市花川北6条1丁目5番地
TEL (0133) 72-2111 FAX (0133) 72-2577
URL : <https://www.ishikari-cci.or.jp/>

CONTENTS

令和6年度石狩商工会議所事業計画 TOPICS

・令和5年度の主な事業活動報告

INFORMATION

- ・中小・小規模企業省エネルギー環境整備緊急対策事業助成金 9
- ・キャリア教育連携事業 9
- ・小規模事業者持続化補助金 10
- ・経営改善個別診断・経営支援専門家派遣事業 10
- ・石狩市中小企業特別融資貸付金利子補助金 10
- ・小規模事業者経営改善資金融資利子補助金 11
- ・人材育成助成金 11
- ・創業支援 11
- ・労働保険事務組合のご案内 12
- ・日商簿記検定試験施行期日等 12
- ・令和6年4月から 13
- ・労働条件明示のルールが改正されます 13
- ・会館使用のご案内 14
- ・新会員募集のご案内 14

(2) IT実装化支援事業（IT導入に関する専門家派遣等）の実施

中小企業を取り巻く環境が急速に変化する中、経営者が抱える諸課題解決を支援するため、当会議所の経営指導員のみならず、専門家派遣や中小企業診断士、弁護士等による個別診断を実施することで相談体制を強化し、経営環境の改善・身の丈にあったIT技術の実装化に貢献する。

(3) 経営力強化支援事業の実施

中小企業経営力強化支援法に基づき、経営分析や事業計画策定等に対する経営支援の強化を推進する。

(4) マル経・各種融資制度の活用促進

北海道や石狩市が運用する制度資金等について、金融機関との連携により利用推進を図り、中小企業の資金調達を支援する。

(5) 法務・税務・労務に関する相談事業の実施

① 所得税の確定申告時期に合わせ、小規模事業者を対象とした決算および確定申告に係る相談・支援の窓口を二月中旬から三月中旬までの期間中に開設する。

② 企業経営にまつわる法令の制定・改正や労務に関する問題など、経営者が日頃抱える悩みを解決するため、専門家による相談窓口を開設する。

(6) 記帳機械化の推進

小規模事業者の事務負担軽減を図るため、記帳の電子化を推進し、振替伝票の入力および帳簿の作成を代行する事業を実施する。

(7) 創業支援の拡充と事業承継に関する相談支援

創業・第二創業者の創業マインド醸成をはじめ、創業後のフォローまで各段階に応じたきめ細かい創業・ベンチャー支援の推進を実施する。また、小規模事業者の円滑な事業承継・引継ぎ支援のため、北海道事業引継ぎ支援センターとの連携による相談、支援事業を推進する。

(8) 講習会・講演会の開催

中小企業の経営改善に資する、経営者や従業員の資質向上を目的とした各種講習会・講演会を開催する。

(9) 経営発達支援計画の導入【新】

小規模事業者支援法に基づき、小規模事業者の事業の持続的発展を支援する体制を整備するため、石狩市と共同して「経営発達支援計画」を作成し、経済産業大臣宛に申請する。内容は次のとおり。

① 地域の経済動向調査に関すること

② 需要動向調査に関すること

③ 経営状況の分析に関すること

④ 事業計画策定支援に関すること

⑤ 事業計画策定後の実施支援に関すること

⑥ 新たな需要の開拓に寄与する事業に関すること

⑦ 事業の評価及び見直しをするための仕組みに関すること

⑧ 経営指導員等の資質向上等に関すること

二. 人材育成および労務対策事業の推進

後継者の育成や、従業員の資質向上に関する諸事業を通じ、企業の中長期的な発展に貢献する人材の育成を行う。

(1) 青年部・女性会の活動支援

青年部・女性会の行う自主的な活動を支援し、人格形成や次代の経営者として必要な知識や経験の獲得を促す。

(2) 労働保険事務組合の運営強化

労働保険に係る煩雑な事務を代行し、会員事業所の負担を軽減するとともに、労働保険の適用を推進し、中小企業における労働福祉環境の向上を図る。

(3) 人材能力開発育成支援事業

経営者および従業員の資質向上を図るため、公的機関等で開催される研修会等への参加費用を一部助成する。

(4) 健康維持増進支援事業の強化

会員企業が自社の従業員を対象に行う健康

診断について、その費用の一部を助成するとともに、同制度の利用状況を逐次調査し、一層の利用促進を図る。

(5) 優良従業員表彰の実施

会員企業に勤務する永年勤続者の功労を称え、勤労意欲の向上を図ることを目的とした表彰事業を実施する。

(6) 各種検定試験の実施

ビジネスの現場で要求される知識やスキルを身につけた人材を育成するため、各種検定試験を実施する。

II 地域経済振興・活性化へ向けた取り組み

一. 地域活力支援事業

商店街や企業が行う、集客や販促に繋がる自主的な活動に対し、積極的な支援を行う。

(1) 商店街対策事業

当会議所会員を中心とする、商工業者により組織される団体が、地域経済の振興や、集客の向上等を目的として自主的に行う事業に対しその費用の一部を助成するとともに、関係諸団体と連携し、商店街の活性化に貢献する。

(2) 得する街のゼミナル（まちゼミ）支援事業

石狩商店会連合会が行うまちゼミ事業への支援を行い、地域住民に個店の存在や特長を周知することで、地域経済の活性化に貢献する。

(3) 小規模事業者経営改善支援事業

資金調達に苦慮する小規模事業者への支援策として、小規模事業者経営改善資金（マル経資金）借入れ事業者に対し、支払利息の一部を助成する。

(4) 地域盛り上げ助成金事業

当会議所の内部組織および専ら会員によって構成される任意の団体が、新型コロナウィルス感染症に負けない「活力ある地域づくり」のめに取り組む活動に対して助成し、地域社会と地域

経済の活性化を図る。

二・活力ある地域産業の展開

地場企業がより市場競争力の高い商品を開発するよう、企業間ネットワーク構築や企業や製品を広く市内外にPRするための各種事業を展開する。

また、深刻化する人手不足問題に対する取り組みとして、市内及び近郊の教育機関との連携事業を展開する。

(1) いしかりPR事業

当会議所が運営するWEBサイトを活用し、会員企業が取り扱う製品・サービス・イベント情報等について、より効果的に広く市内外に発信する。また、様々な媒体の活用やイベントへの参加を通じ、新たな石狩ブランドのPRに努める。

(2) 建設関連支援事業

地元建設関連企業のPRと民間工事受注の増加を狙い、会員企業による展示・相談会を開催する。

(3) 新商品・新技術開発支援事業

企業の行う新商品・新技術開発および販路開拓に関する調査研究等に対して経費の一部を助成し、その取り組みを支援する。

(4) 石狩ものづくりネットワーク事業

製造業を中心とした地場企業の販路拡大と事業提携を促進するため企業間のネットワークづくりを推進する。

(5) ビジネス交流事業

主に石狩湾新港地域の事業所を中心に、幅広く異業種間の連携を深め、域内のビジネスチャンスへと繋げるための交流会を開催するほか、新たに起業した事業所や新規会員相互のネットワーク構築を企画した交流会も別途開催する。

(6) 新規開業・創業支援事業

「産業競争力強化法」に基づき、石狩市内における新規創業や第二創業の希望者を対象に、地域の創業を促進させるため、石狩市との連携

により、窓口相談・創業セミナー・専門家等による支援を行う。

(7) いしかり創業促進事業

石狩市が実施し、当所がその運営に協力している特定創業支援事業の対象となり、かつ当所において指導を受けた起業者に対し、起業に係る費用の一部を助成する。

(8) 雇用対策における教育機関との連携事業

地域経済の未来を担う青少年の育成・教育を通じ、地元企業についての理解を深めるために、市内の高校や近隣の大学等とキャリア教育連携を図り、市内中小企業の発展に貢献できる人材の育成を目的とした事業を実施する。

(9) 多様な人材活躍の推進

長期化する人手不足が深刻化する中、多様な働き手（外国人労働者を含む）が活躍できるように、会員事業所の人材確保・従業員の離職防止・職場定着に向け、企業の中核を担う人材の育成やスキルアップにつながるセミナー、専門家による個別相談を実施する。

(10) 市内消費喚起・需要拡大事業

市内事業者全体の経済活性化を図るよう、地域における消費を喚起・下支えするための事業を逐次企画、実施する。

三・総合振興事業

(1) 小規模事業者等の経営基盤強化と経営環境変化への支援事業
足元の課題である円滑な価格転嫁の実現に向けて「パートナーシップ構築宣言」の普及による取引の適正化・環境づくりを推進する。

(2) SDGsの推進と啓発

持続可能な地域社会に向けて、会員事業所の企業価値の向上と新たなビジネスチャンスの創出を目指し、SDGs（持続可能な開発目標）への取り組みを促す。

(3) 健康経営優良法人制度の推進と啓発

従業員の健康管理を戦略的な経営投資として捉え、会員事業所の生産性向上と人材確保を目

指し、制度の推進と啓発を行う。

(4) 法定台帳整備

商工会議所に則り法定台帳を整備することにより、市内商工業者の実態把握に努めるとともに、得られた情報を基に特定商工業者名簿を作成しビジネスマッチングに活用する。

Ⅲ 産業基盤の整備促進へ向けた取り組み

一・提言・要望活動の強化

地域経済全体の振興及び市内立地企業の経営安定化に資するよう、税制の改正や各種振興・補助事業・インフラ整備等の諸課題について、会員をはじめとする地元企業の意見を集約し、日本商工会議所等関係機関と連携しながら、国や自治体に対し提言・要望活動を実施する。

(1) 産業及び経済政策に関する意見の表明

(2) 地域社会の問題に対する意見の表明

(3) 社会資本整備の促進

(4) 公共投資拡大に関する要望

(5) 商工業の振興に関する要望

(6) ロープウェイ等交通インフラの実現に関する要望

二・石狩湾新港地域の開発促進

石狩市の強みを活かした再生可能エネルギーを供給する「REゾーン」において「地産地活」を図り、地域の脱炭素化と産業集積の実現などを、「経済と環境の好循環」を目指すほか、石狩湾新港地域の機能を最大限発揮するためのインフラ整備を国や道へ要望するとともに、地域振興の観点から、同地域への投資が地場企業へ還流するよう関係機関に働きかける。

(1) 石狩市沖の促進区域への早期選定と石狩湾新港の拠点港化を進める期成会への協力

(2) 洋上風力発電に対する理解と機運の醸成

(3) 企業誘致促進及び立地企業への操業支援

- (4) 活動の推進
港湾施設、道路網等の整備促進活動
- (5) 国内定期航路の誘致促進
(石狩湾新港国内定期航路誘致期成会への協力)
- (6) 新港の活用による貿易・経済の拡大

IV 会員サービスの充実と財政基盤の強化

一・各種共済制度の加入促進

中小企業の経営安定化に資する共済制度について、制度内容・効果等を積極的にPRし、加入を推進するとともに、手数料による安定的な財源の確保に努める。

- (1) いしかり共済等の積極的な推進

二・会報・WEBサイトの活用による情報提供

当会議所が運営する各種媒体を活用し、会員企業に対し人材確保に関すること等を含む必要かつ有益な情報を迅速に提供するとともに、会員企業や製品のPRに努める。

また、ホームページの有効活用による経営相談等のデジタル化や、情報提供の迅速性・利便性の更なる向上を図る。今年度から電子的手段を活用し情報発信を強化する。

- (1) 会報「躍動」(冊子版・FAX版)の発行
- (2) 会議所HPの有効活用による情報発信力の強化
- (3) 電子的手段を活用した情報発信の強化

【新】

三・会員交流事業の実施

会員企業相互の親睦を図るとともに、異業種間の交流によるビジネスチャンス拡大を目的とした会員交流会を開催する。

四・会館利用の促進

当会議所が管理・運営する石狩商工会館につ

いて、研修・会議での利用等、貸室および備品貸出業務を周知し、会館利用の促進を図る。

V 組織体制と活動基盤の強化

一・部会・委員会活動の活性化

業種別部会を通じ、各業種における課題を抽出・改善していくための様々な事業を実施し、部会員の経営安定化に貢献する。また、当会議所が抱える諸問題・重要事項に関し、委員会による調査研究活動を推進し、商工会議所運営の円滑化を図る。

- (1) 部会の研修、部会員交流事業の実施
- (2) 部会員の意見、要望等のとりまとめ
- (3) 委員会における地域商工業や商工会議所運営に係る重要事項の調査研究、諮問事項に対する答申

(部会構成再編に関する検討、地区協議会再編の検討、洋上風力発電支援組織に関する調査・研究)

二・地区別協議会の開催

各地区における会員相互の交流を促進するとともに、会員から直接意見を聴取し、役員との意見交換を行う場として、地区別協議会を開催する。

三・会員増強運動の推進

当会議所の組織力強化を図るため、加入推進パンフレット等のツールを作成・活用し、組織強化特別委員会を中心に会員および役員が一丸となって、新会員獲得運動を展開する。

- (1) 加入推進による組織力の強化

令和6年度 収支予算書 総括表

自 令和 6年 4月 1日 至 令和 7年 3月 31日

(単位：千円)

会計別	収入			支出			備考
	本予 年算 額	前 年 算 額	対 比 増 減	本予 年算 額	前 年 算 額	対 比 増 減	
1. 一般会計	62,456	62,845	△389	62,456	62,845	△389	繰入金 0 繰出金 8,113
2. 中小企業相談所特別会計	55,800	57,937	△2,137	55,800	57,937	△2,137	繰入金 6,186 繰出金 0
3. 商工会館運営特別会計	8,768	8,680	88	8,768	8,680	88	繰入金 1,354 繰出金 0
4. 共済事業特別会計	7,794	7,674	120	7,794	7,674	120	繰入金 128 繰出金 0
5. 労働保険事務組合特別会計	2,541	2,314	227	2,541	2,314	227	繰入金 445 繰出金 0
合計 (繰入金・繰出金を除く)	137,359 (129,246)	139,450 (131,537)	△2,091 (△2,291)	137,359 (129,246)	139,450 (131,537)	△2,091 (△2,291)	

令和5年度 要望活動

令和5年は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が沈静化し日常を取り戻すかと思われましたが、国際情勢の緊迫化や為替相場の変動等による燃油・資材価格の高騰の影響など、中小・小規模事業者は従前にも増して厳しい状況下におかれまして。そのような状況を踏まえ、石狩商工会議所では北海道商工会議所連合会等の関連団体と連携して、国や道、石狩市に対し、以下のとおり要望・陳情活動を行いました。

●全道商工会議所大会提出議案：国・道に対する要望事項

- 1 地域商店街・飲食関連事業者等への支援、経営コスト上昇への支援、運送業界の2024年問題支援、資金繰りに対する支援、公共事業予算枠の安定的な確保と施工時期の平準化、公共事業の早期発注及び物品納入や業務委託の地元企業優先発注、商工会等指導環境推進費（事務局長設置費）補助対象基準の見直し
- 2 広域観光サイクリングルートの創出
- 3 札幌丘珠空港の滑走路延長による機能拡充と国内路線の拡充
- 4 交通・物流インフラの整備促進並びに国土強靱化の促進

【道路網の整備】

- ・道央圏連絡道路（国道337号）の早期全線開通、花川通延伸の早期完成、国道の防災対策、新港地域から札幌都心へのアクセス改善、新港地域から高速道路ICへの直接アクセスに関する調査促進、道道の整備等

【交通インフラ】

- ・石狩～札幌間との軌道系交通機関等の実現

【港湾機能の整備】

- ・石狩湾新港北防波堤の延伸整備及び石狩湾新港東地区（埠頭）の整備促進、石狩湾新港への内貿定期航路就航の実現。石狩湾新港への海上保安官署の設置、港湾法に基づく「拠点港湾」への指定
- 5 環境に配慮したデータセンター（DC）の集積誘致、石狩警察署の新設
 - 6 再エネ海域利用法に基づく洋上風発電事業の「促進区域指定」の実現
 - 7 北海道開発に係る枠組み（開発予算の一括計上や北海道特例措置）の堅持

●石狩市に対する商工業の振興に関する要望

I 経済回復に向けた地場企業等活性化

大胆な財政出動による市内消費拡大策、物価高騰に伴うコスト負担対策、中小・小規模事業者への支援強化、経営改善普及事業に伴う交付金の拡充、資金調達の円滑化に向けた金融支援の拡充、創業・事業承継等に対する支援強化、地元優先発注の強化推進

II 賑わいのあるまちづくりへの支援

（仮称）石狩市民文化ホールの建設、事業者が主体的に実施する事業への支援強化、観光振興施策の推進

III 強靱な地域開発と社会資本の整備

石狩市沖における洋上風力発電と支援基地港湾の整備、石狩湾新港地域における産業支援機能の再設置、石狩湾新港の整備強化と利用促進、石狩湾新港地域への企業誘致と操業支援強化、都市基盤施設等の整備促進、保健・福祉・医療体制の構築強化、環境対策の強化

いしかり創業者交流会

7月21日（金）、石狩商工会館にて「いしかり創業者交流会」を開催し、石狩市内で創業された方など10名が参加されました。

交流会では、「Googleマップを使った販売促進の実践方法」というミニセミナーを実施し、顧客獲得に向けた活動について学び、その後、参加者の自己紹介・企業PRを行いました。

また、参加者それぞれが積極的に名刺交換や参加者の事業などについて情報交換するなど、親睦と交流を深めました。



新会員交流会

令和5年7月24日（月）、商工会館において新会員交流会を開催し、6名が参加されました。

交流会では、令和5年度に加入された新会員を紹介し、今回出席された皆様には、自己紹介をかねて自社PRを行っていただきました。

また、事務局より会議所事業について説明し、会員向けの各種サービス事業を積極的に活用いただくようPRを行うとともに、日本政策金融公庫上席課長代理の刈田氏をお招きし、マル経融資制度についてもご説明いただきました。

懇親会では、積極的に名刺交換、情報交換等を行い会議所事業についての理解と会員相互の交流を深めることができました。



令和5年度石狩商工会議所優良従業員表彰

永きにわたり企業発展に貢献されてきた従業員を表彰いたしました。

《特別表彰》

東洋ガラス工業(株) 西坂 幸博

《25年表彰》

(株)石川金属製作所 森好 崇

《20年表彰》

(有)ササキ通信 金森 裕介
(株)シンエー機材 清水千恵子

《15年表彰》

(株)ジャスト・カーゴ 越後 雄斗
(株)ジャスト・カーゴ 村瀬 宏

《10年表彰》

(有)ササキ通信 田口麻美子
(有)ササキ通信 濱野 仁
東洋ガラス工業(株) 三浦 良太
東洋ガラス工業(株) 岩田 一宏
東洋ガラス工業(株) 高松 和宏
東洋ガラス工業(株) 酒井 明
東洋ガラス工業(株) 永井 裕昭
東洋ガラス工業(株) 柴山 拓也

《5年表彰》

アミーケ・インターナショナル(株) 井出 美沙
(株)シンエー機材 若松 美貴
東洋ガラス工業(株) 及川 敦仁

(敬称略)



石狩ものづくりネットワーク

◇石狩市ものづくり企業見学・交流会

日時 ①令和5年10月16日(月)

②令和5年10月23日(月)

対象 北海道科学大学機械工学科1年生

視察先 ①振興自動車(株)、(株)徳重、(株)フジ、富士屋鉄工(株)

②(株)石川金属製作所、三和精工(株)、(有)北栄ステンレス工業、マルキン工業(株)

参加者 ①学生44名、教員4名

②学生45名、教員4名

◇企業見学レポート発表会

日時 令和5年11月27日(月)

会場 北海道科学大学 A106講義室

内容 企業見学交流会に参加した学生による見学レポート発表

参加者 8事業所13名、オブザーバー2名(石狩市)



リフォームフェスタ

3月2日(土)・3日(日)の2日間、花川北コミュニティセンターにて「いしかりリフォームフェスタ2024・春」を開催し、市内外から約1,300人が来場しました。

会場では、建設業種の会員15社と協賛出品メーカー4社が出展し、最新のリフォームアイテムやリフォーム技術のノウハウなどを来場者に紹介しました。

ステージでは、石狩市公認キャラクターであるさけ太郎・さけ子による石狩〇×クイズ王決定戦やサーモンファイターイベントを行い、たくさんの家族連れで賑わっていました。

今回のイベントで、多くの来場者に企業名・業務内容をアピールすることができ、新規顧客獲得に向けてのPR効果を得ることができました。



いしかり地域応援商品券

石狩市では、物価高騰の影響を受けている市民の日常生活の負担軽減および市内事業者全体の経済活性化を図ることを目的として、30%のプレミアムが付いた商品券(1冊500円券×13枚綴り・6,500円分を5,000円で販売)を発行し、当会議所および石狩北商工会で構成する実行委員会が販売・換金業務等を行いました。

今回の商品券は、500円券13枚のうち5枚(2,500円分)は中小規模店舗のみで使用できる「専用券」、のこり8枚(4,000円分)をすべての参加店で使用できる「共通券」として、大型店への消費流出対策を図りました。

また、購入については1世帯につき最大20冊までの事前申込制とし、申込数が発行冊数(10万冊)を超えた場合は冊数を調整のうえ購入引換券を交付するなど、希望者がもれなく購入できるような工夫もなされました。

本商品券事業により市民の利便性向上、購買力の増強、市内経済の活性化に大いに寄与することができました。

なお、引き続き第2弾の石狩市プレミアム付商品券発行事業を3月25日～6月30日まで実施することとしております。



会員交流会

令和6年2月2日(金)、茨戸ガーデンにて会員交流会を開催し、96名(来賓含む)が参加されました。

交流会では、令和5年度に加入された新会員を紹介し、当日参加された新会員には、自社PRも行っていただきました。また、参加者それぞれが積極的に名刺交換などを行い、親睦と交流を深めました。

余興では、豪華景品が当たるお楽しみ抽選会やジャンケン大会を行い大いに盛り上がりました。

ご参加いただきました会員の皆様には、心からお礼申し上げます。



女性会

令和5年度は、9月30日に4年ぶりの開催となる「第10回ダンスパーティー」を開催しました。当日は、石狩市内外より約140名の皆様にご参加いただき、盛會に終えることができました。

11月9日には、札幌において会員研修を行い、9名の会員が参加しました。研修では、「AOAO SAPPORO」や「NHK札幌放送局」、「創成川イースト」等を訪れ、非常に有意義な時間を過ごすことができました。

その他、第55回全国商工会議所女性会連合会新潟全国大会及び第35回全道商工会議所女性会研修交流会への参加や、救命講習の開催等、会員相互の親睦、資質向上を目的とした行事等を開催しております。



写真は、9月30日開催「第10回ダンスパーティー」

青年部

令和5年度は、10月7日（土）に青年部としては初の試みの事業である「いしかり婚活バスツアー」を開催いたしました。

会期当日は、男性10名、女性11名にご参加いただき、市内の観光名所を周遊しながら男女の出会いの場を提供し、併せて当市が持つ地域資源の魅力を発信することができました。

今後も青年部員の資質向上を図り、より一層青年部として地域振興・社会貢献への取り組みを行うと共に、石狩の経済界を担う人材を育てるべく、日々研鑽に努めてまいります。



写真は、令和5年10月7日開催「いしかり婚活バスツアー」

令和5年度 部会活動 報告

◇建設業部会・工業部会合同視察

日時 令和5年7月24日（月）
視察先 （同）グリーンパワー石狩ビジターセンター 外
参加者 14名（建設業部会7名、工業部会7名）

◇商業・サービス業部会合同視察研修

日程 令和5年10月17日（火）
視察先 旭川はれて屋台村、旭山動物園（懇親会：居酒屋 旭）
参加者 13名（商業部会4名、サービス業部会9名）

◇建設業部会視察研修

日時 令和5年11月2日（木）～3日（金・祝日）
視察先 泊村 北海道電力（株）泊発電所
白老町 ウポポイ民族共生象徴空間
参加者 15名

◇工業部会 働き方改革関連法セミナー

日時 令和5年12月4日（月）16：00～17：30
場所 石狩商工会館
参加者 5事業所7名

◇工業部会 意見交換懇親会

日時 令和5年12月4日（月）18：00～19：30
場所 美食工房 花
参加者 5事業所7名

◇工業部会 視察研修

日程 令和6年2月15日（木）～16日（金）
視察先 旭川市（株）カンディハウス、正和電工（株）、（株）エフ・イー、上川大雪酒造 緑丘蔵
参加者 6事業所8名

◇建設業・工業部会合同開催 職長・安全衛生責任者講習

日時 令和6年2月28日（水）～29日（木）
会場（株）PCT北海道教習所
出席者 5事業所5名

◇建設業部会 いしかりリフォームフェスタ2024・春

実施期間 令和6年3月2日（土）～3日（日）
参加企業数 15社

◇商業・サービス業部会 新入部会員と役員との懇親交流会

日程 令和6年3月22日（金）
場所 鮭爽醇鳥ひだか
目的 令和4年度以降の新入部会員の部会事業及び運営等の理解を促進し、部会役員との親睦交流を図るため。
参加者 16名

中小・小規模企業 省エネルギー環境整備緊急対策事業 助成金

北海道では、エネルギー価格高騰の影響を軽減するため、道内の中小・小規模企業等（個人事業者含む）の皆様が実施する省エネ設備への入替に対して、経費の一部を助成します。

【対象となる設備】

空調設備、業務用冷蔵・冷凍庫、暖房設備（灯油／ガス／電気）、LED照明 等

【対象要件】 ※全ての要件を満たすこと

- ・既存の設備の入替となること
- ・入替後の年間エネルギー消費量が、入替前と比較して10%以上低減する設備
- ・道内に所在する施設等において設置する設備
- ・中古品ではないこと
- ・取得価格合計額が税抜きで10万円未満及び耐用年数が1年未満の消耗品ではないこと
- ・主に従業員の福利厚生等を目的とする冷蔵庫や電子レンジ、空気清浄機、給湯器等ではないこと
- ・事業用自動車、事業用軽自動車、特殊用途自動車以外の車両ではないこと

【対象者】

- 次のいずれにも該当する事業者
- ・道内の中小・小規模企業等（ただし、みなし大企業を除く）
 - ・2022年1月以降の連続する6ヶ月間のうち、任意の3ヶ月の合計売上高が10%以上（付加価値額の場合は

15%以上）減少していること〔2019年～2021年の3ヶ月同月比〕

※上記以外にも諸条件がございます。

詳細については、「申請の手引き」や「交付要綱」をご確認ください。

【助成内容】

- ・助成額：上限100万円
 - ・助成率：助成対象経費の1/2以内または3/4以内
- ※2022年1月以降の連続する6ヶ月間のうち、任意の3ヶ月の合計売上高が20%以上（付加価値額の場合は25%以上）減少している場合は3/4の助成率が適用されます。〔2019年～2021年の3ヶ月同月比〕
- ・助成対象：省エネ設備への入替に係る経費（設備費・設計費・工事費）
 - ・募集期間：令和6（2024）年5月～（予定）
- ※7月以降の募集も予定しています。
- ・交付決定方法：道が定める基準に基づく採点を行い、採点順に従い上位から交付決定します。

【申請方法】

電子申請または郵送申請

※詳細については、下記WEBサイトをご確認ください。
<https://shou-ene-hkd2024.jp/>

キャリア教育連携事業

石狩商工会議所では、平成30年6月1日付で北海道科学大学と、また、令和4年3月17日付で石狩翔陽高校とのキャリア教育連携に関する協定を締結し、企業・団体・学校が連携して、地場企業をよりよく知る機会の充実を図るとともに、同校の学生が社会人として活躍するための基礎能力と専門性を併せ持つ人材の育成を目的としたさまざまな事業を行っております。

当会議所といたしましても、今後一人でも多くの学生が地場企業に就職していただけるよう、相互実施事業への参画など、会員事業所のご協力を賜りながら同校との連携強化に努めてまいります。



石狩市ものづくり企業見学レポート発表会（11/27実施）

経営改善個別診断・ 経営支援専門家派遣事業

中小企業・小規模事業者を巡る内外環境がこれまでに大きく変化する中で、経営課題・経営支援ニーズは複雑化・高度化・専門化しています。

中小企業相談所では、経営指導員、補助員等による経営アドバイスのほか、税務・労務・融資など窓口での経営支援、直接皆様の会社を訪問させていただき巡回支援を実施し、経営改善に係る適切な支援を行っております。

また、経営指導員等による一般経営相談に加え、より複雑な経営課題や専門的事項に関するご相談には、中小企業診断士等の専門家派遣による経営相談支援を行っており、会員の皆様に対し、高度な経営分析等を行う専門家の派遣を、年間3回まで無料で実施しております。

専門家派遣については、商工会議所独自の経営改善個別診断事業のほか、「エキスパートバンク」など、外部の支援機関の枠組みもご活用いただけます。ご利用に際しては、それぞれ所定の手続き等がございますので、予め事務局にご相談ください。

■中小企業相談所 経営支援課
☎0133-72-2111

小規模事業者持続化補助金

小規模事業者持続化補助金とは、小規模事業者が自社の経営を見直し、自らが持続的な経営に向けた経営計画を策定した上で行う販路開拓や生産性向上の取組を支援するもので、その取組に要した経費の一部が、所定の審査を経て採択決定された場合に補助金として交付されます。補助率、補助上限額等については、以下のとおりです。

類型	通常枠	賃金 引上げ枠	卒業枠	後継者 支援枠	創業枠
補助率	2/3	2/3 (赤字事業者 の場合3/4)	2/3		
補助上限	50万円	200万円			
インボイス 特例	50万円 ※インボイス特例の要件を満たす場合は、 補助上限額に50万円を上乗せ				

【インボイス特例の要件】

2021年9月30日から2023年9月30日の属する課税期間で一度でも免税事業者であった又は免税事業者であることが見込まれる事業者及び2023年10月1日以降に創業した事業者のうち、適格請求発行事業者の登録を受けた事業者であること。ただし、補助事業の終了時点でこの要件を満たさない場合は、特例は適用されません。

制度の詳細や公募要領、申請様式等の入手については、下記WEBサイトでご確認ください。

■小規模事業者持続化補助金公式サイト
<https://s23.jizokukahojokin.info/>

石狩市中小企業特別融資貸付金 利子補助金

令和5年度下期の利子補助金の申請時期です！

石狩市中小企業特別融資資金を利用し、対象期間中に同制度の融資に対して支払った利子のうち融資利率の0.5%を補助します。

【対象期間】

令和5年10月1日から令和6年3月31日までに支払った利子分

【申請期限】

令和6年4月12日（金）

※期限までに必ず申請してください。

※複数借り入れをしている場合は、件数分の申請書類が必要です。

【申請書設置場所】

- 石狩市産業振興部商工労働課
 - 石狩商工会議所
 - 石狩北商工会
 - 市内同制度取扱金融機関
- ※石狩市HPからもダウンロードできます。

【申込・問い合わせ先】

〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2
石狩市産業振興部商工労働課 TEL72-3166

人材育成助成金

当会議所では、研修機会の増進を図り多くの有為な人材を育成し、市内商工業者の経営体質強化、経営安定、活性化に寄与することを目的した助成金制度を設けておりますので、ぜひご活用ください。

●対象となる研修

中小企業基盤整備機構の中小企業大学校等公的機関及び(株)PCT北海道教習所が実施する研修

●助成率及び助成限度額

助成対象経費の2分の1以内、1年間に1会員事業所が受けられる助成金の限度額は4万円です。

●助成金の申請

研修終了後、1ヶ月以内に石狩商工会議所人材育成助成金交付金申請書に次の書類を添付して事務局まで申請ください。

- ①研修案内等研修内容がわかるものの写し
- ②修了証書の写し
- ③受講料、教育費の領収証の写し
- ④旅費・宿泊費の清算書及び領収証の写し
- ⑤その他必要と認める書類

●助成金の交付

書類内容を審査し適当と認めるときは、予算の範囲内において、助成金(千円未満切捨)を交付します。予算に達した時点で当該年度の助成を終了します。

●助成金対象経費

研修にかかる受講料、教育費、旅費および宿泊費(宿泊費は中小企業大学校付属寮に入寮した場合のみ)

小規模事業者経営改善資金 (マル経資金) 融資利子補助金

マル経利子補助事業は、小規模事業者の経営安定と資金調達コスト軽減を目的に、マル経融資を受けた事業者に対して当会議所が実施しており、マル経融資を利用された会員事業所は、1%の利子補助が受けられます。

【概要】

補助期間：最初の1年間(12ヶ月)

補助率：融資実行時の金利のうち1.0%

補助条件：

- ①当会議所の会員であること
- ②当会議所から推薦されたマル経融資であり、約定通り償還され滞りのないもの。
- ③当会議所の会費を完納されていること。

補助限度額：5万円

【申請方法】

初回返済日から6ヶ月ごとに、申請書兼請求書、振込先記入用紙、日本政策金融公庫発行の利息支払証明書、返済予定表(写)を提出

小規模事業者経営改善資金(マル経)融資は、商工会議所の経営指導を受けている小規模事業者が経営改善に必要な資金を無担保・無保証人、低利で(株)日本政策金融公庫から融資を受けられる制度です。

※詳細は、石狩商工会議所 経営支援課へお問い合わせください。

創業支援

石狩商工会議所では、市内で開業を予定している方々について、石狩市や金融機関、各分野の専門家などと協力して、支援する体制を整えています。

石狩市では、産業競争力強化法に基づき、「石狩市創業支援事業計画」を策定し、平成27年に国の認定を受けており、石狩商工会議所もこれに協力しております。

具体的には、同計画における特定創業支援事業として、個別相談窓口を設置しており、中小企業相談所において、日頃から起業を志す方々の相談に応じております。また、相談内容が高度なものとなった

場合につきましては、必要に応じて専門家を派遣するなど、多様なニーズに対応できるように体制を整えています。

実際に起業に至った方々につきましても、各金融機関と連携しながら、各種融資制度の斡旋を行うなど、計画から起業の最終段階に至るまで、継続して支援してまいります。

商工会議所では例年、起業を目指す方々を対象とした創業セミナーを開催しておりますが、本年度につきましても開催を予定しており、日程等が決定次第、適宜周知する予定となっております。

労働保険事務組合のご案内 ～労働保険未加入の事業所は、加入しましょう！～

石狩商工会議所では、会員サービスの一環として、労働保険事務組合業務を行っています。

ご相談は、お気軽に！

・労働保険とは

労働者災害補償保険（労災保険）と雇用保険を総称した言葉です。労働保険は、農林水産の事業の一部を除き、パート・アルバイトを含めた労働者を1日・一人でも雇っていれば、その事業主は必ず加入手続きをしなければなりません。

・労災保険は

労働者が業務上の事由又は通勤によって負傷したり、病気に見舞われたり、あるいは不幸にも死亡した場合に、被災労働者やその遺族を保護するために必要な保険給付を行います。

・雇用保険は

労働者が失業した場合や労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するための必要な給付を行います。

※雇用する従業員の1週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ31日以上雇用する見込みがあれば、必ず雇用保険をかけなければなりません。

・労働保険事務を委託するメリット

①事務負担の軽減

公共職業安定所や労働基準監督署への事務手続きのほか、労働保険料の申告・納付や雇用保険の資格取得・喪失等の手続きを代行しますので、事務処理の負担軽減が図られます。

②分割納付

通常は納付すべき概算保険料の額が40万円（労災保険又は雇用保険のいずれか一方の保険が成立している事業主については20万円）以上でなければ分割納付ができないところを労働保険事務の処理を事務組合に委託している事業主は、保険料の額に関わらず3回に分けて納付できます。

③事業主も労災保険に特別加入できる

労災保険に加入することができない事業主や家族従事者等も、労災保険に特別加入できます。通常、従業員しか加入できない労災保険に事業主も加入できるので、従業員と一緒に仕事をされる事業主の方も安心して作業ができます。ただし、雇用する労働者について労災保険が成立していることが必要です。詳しくは、次の問い合わせ先まで

■問合せ先：経営支援課

(TEL：0133-72-2111)

令和6年度実施 日商簿記検定試験 施行日

日商簿記検定試験（2級・3級）では、随時施行可能なネット試験を実施しております。ネット試験方式の受験申込方法（インターネット受付のみ）、試

験施行開始日時等の詳細は、日商簿記検定のホームページをご確認ください。

(<https://www.kentei.ne.jp/bookkeeping>)

◆当会議所における令和6年度 日商簿記検定試験 施行期日等一覧表

検定回数	検定級	施行日	募集期間	受験料
167	1～3級	令和6年6月9日（日）	4/22～5/13	1級 8,800円 2級 5,500円 3級 3,300円
168	1～3級	令和6年11月17日（日）	9/30～10/21	
169	2～3級	令和7年2月23日（日）	1/6～1/27	

※施行内容は変更することがあります。

令和6年4月から労働条件明示のルールが改正されます

■労働条件明示の制度改正のポイント

2024年4月1日から「労働基準法施行規則」と「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」の改正に伴い、労働契約の締結・更新のタイミングの労働条件の明示事項等が追加されることとなりました。

これを機に、事業所の方や働くご自身でも、労働条件の明示事項やそのタイミングについて、改めて確認してみましょう。

■働く方すべてに対して（有期契約労働者を含みます。）

1. 就業場所・業務の変更の範囲の明示【労働基準法施行規則第5条の改正】

全ての労働契約の締結と有期労働契約の更新のタイミングごとに、「雇入れ直後」の就業場所・業務の内容に加え、これらの「変更の範囲」についても明示が必要になります。

なお、「変更の範囲」とは、将来の配置転換などによって変わり得る就業場所・業務の範囲を指します。

■有期労働契約で働く方に対して

2. 更新上限の明示【労働基準法施行規則第5条の改正】

有期労働契約の締結と契約更新のタイミングごとに、更新上限（有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限）の有無と内容の明示が必要になります。

○更新上限を新設・短縮する場合の説明

下記の場合は、更新上限を新たに設ける、または短縮する理由を有期労働契約者に**あらかじめ**（更新上限の新設・短縮をする**前**のタイミングで）説明することが必要になります。

- ① 最初の契約締結より後に更新上限を新たに設ける場合
- ② 最初の契約締結の際に設けていた更新上限を短縮する場合

3. 無期転換申込機会の明示【労働基準法施行規則第5条の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに、無期転換を申し込むことができる旨（無期転換申込機会）の明示が必要になります。

4. 無期転換後の労働条件の明示【労働基準法施行規則第5条の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに、無期転換後の労働条件の明示が必要になります。

○均衡を考慮した事項の説明

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに、無期転換後の賃金等の労働条件を決定するに当たって、他の通常の労働者（正社員等のいわゆる正規型の労働者及び無期雇用フルタイム労働者）とのバランスを考慮した事項（例：業務の内容、責任の程度、異動の有無・範囲など）について、有期契約労働者に説明するように努めなければならないこととなります。

【参考】

■有期労働契約

契約期間に定めのある労働契約のことをいいます。1回の契約期間の上限は、原則として3年です。なお、専門的な知識等を有する労働者、満60歳以上の労働者との労働契約については、上限が5年となります。

■無期労働契約

契約期間に定めのない労働契約のことをいいます。なお、定年が定められている場合は、その年齢に達するまで雇用が継続されます。

■労働条件の明示事項

下記の①～⑥（昇給は除く）については、書面を交付して明示しなければなりません。

なお、⑦～⑭については、使用者がこれらに関する定めを設ける場合は、明示する必要があります。

■無期転換ルール

同一の使用者（企業）との間で、有期労働契約が5年を超えて更新された場合、有期労働契約者（契約社員、アルバイト等）からの申し込みにより、無期労働契約に転換されるルールのことをいいます。有期契約労働者が使用者（企業）に対して無期転換の申し込みをした場合、無期労働契約が成立します。（使用者は無期転換を断ることができません。）

【明示事項】

①労働契約の期間

②機関の定めのある労働契約を更新する場合の基準

③就業の場所及び従事する業務

④始業及び就業の時刻、休憩時間、休日等

⑤賃金、昇給

⑥退職

⑦退職手当

⑧臨時に支払われる賃金（退職手当を除く）、賞与及び最低賃金額等

⑨労働者に負担させるべき食費、作業用品その他

⑩安全及び衛生

⑪職業訓練

⑫災害補償及び業務外の疾病扶助

⑬表彰及び制裁

⑭休職

詳しくは、

労働条件明示ルール改正 厚生労働省

検索

【URL】 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32105.html

（出典：厚生労働省リーフレット「2024年4月から労働条件明示のルールが変わります」、厚生労働省パンフレット「2024年4月からの労働条件明示のルール変更 備えは大丈夫ですか？」）

会館使用のご案内

当会議所では、会議室の貸出を行っております。会議、講演会、社員研修会などにご活用ください。会議室のお問い合わせや、申込の際は総務課までご連絡ください。

■会館使用料金表（税込）

	夏期（自5月～至9月）		冬期（自10月～至4月）	
	午前9時～午後5時	午後5時～午後9時	午前9時～午後5時	午後5時～午後9時
大ホール	4,400	4,840	5,720	6,600
小会議室	550	605	715	825
役員会議室	2,200	2,420	2,860	3,190
備考	電気料を含む	電気料を含む	電気料及び暖房料を含む	電気料及び暖房料を含む

(2時間単位)



新会員さんを募集しています

お知り合い・取引先で未加入の方がおりましたら、是非ご紹介ください



こんなときは、
石狩商工会議所へどうぞ！
企業のさまざまな問題解決を
お手伝いします。
お気軽にご相談ください！

融資を利用したいので相談にのってほしい…
万が一に備えた保険に加入したいな…
スキルアップの研修を受けたいけど、
受講料が…
石狩産材を使った商品、試作してみたけど…
商売やっていると、いろいろと悩みが…



たとえば、こんなことやってます

マル経融資

無担保・無保証人・低金利で融資が受けられます。
(当会議所の経営指導と推薦が必要)

人材育成助成金

公的機関等の研修参加費を最大40,000円助成します。
(費用総額の1/2)

新商品・新技術開発支援

新商品等の開発・販路拡大に関する調査研究に対して
経費の一部を助成します。

創業支援

石狩市内で創業する方を対象に公的な支援や当所独自の
助成金（条件あり）などを受けられます。

健康診断

市内指定病院での健康診断が特別料金で受診できます。
しかも1人につき500円助成。

いしかり共済

月額980円からの生命共済制度。
業務内外を問わず24時間保障。

このほかにも、**異業種交流・ビジネスマッチング、金融・税務、人材育成**など、
経営支援のための各種サービス事業を行っております。皆様の企業経営に是非お役立てください。

ご加入に関するお問合せは **石狩商工会議所**まで ☎ **0133-72-2111**



アクサ生命



みんなと
会社の未来を
健康に。

Know You Can

そう。あなたなら、できる。

AXA-A2-2209-1161/9WD 「健康経営[®]」は、特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標です。



健康経営アクサ式

やりがいが集まって、会社はつよくなる。

「離職率が下がり始めている」「生産性がアップしてきた」。いま、経営者の皆様のそんな声が増えています。それはきっと、アクサの健康経営による「やりがい効果」。心と身体の健康をケアすることはもちろん、ある会社では「仕事と治療の両立」や「社内サークル活動」などに取り組み、夢や生きがい、働きがいといった「社会的健康」までをサポートしています。社員一人ひとりがやりがいをもって働ける環境をつくり、会社全体も元気に変えていくために。アクサ生命がお手伝いします。

アクサ生命は、商工会議所と協力し、会員事業所の各種ニーズ(弔慰金・見舞金制度、退職金制度、リスク対策や事業承継など)を共済制度／福祉制度でサポートしています。

アクサ生命保険株式会社 札幌支社 札幌営業所

〒060-0001 札幌市中央区北1条西2-2-1 北海道経済センタービル 7階 TEL 011-271-7388